

成蹊大学図書館メディアルーム利用内規

制 定 昭和58年9月1日
大 学 評 議 会
最新改正 2019年1月29日
図 書 館 委 員 会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学図書館利用規則第11条第2項の規定に基づき、図書館内のメディアルームの利用に関し必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 メディアルームの利用時間は、成蹊大学図書館利用規則第5条に定める閉館時間の30分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用資料)

第3条 メディアルーム内の機器を用いて利用することができる視聴覚資料（以下「資料」という。）は、原則として、本学所蔵のものに限る。

(利用資格)

第4条 メディアルームの利用は、原則として、成蹊大学図書館利用規則別表において、視聴覚資料の貸出利用者として記載された者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、延滞その他図書館利用制限がある者は、メディアルームを利用することができない。

(利用手続)

第5条 メディアルームの利用を希望する者は、教職員証、学生証若しくは利用証を担当者に提示するものとする。

(館外貸出し)

第6条 法令又は契約により館内のみで利用することとされている資料は、館外貸出しを行わない。

2 機器の館外貸出しは、行わない。ただし、教育上又は研究上の理由により図書館長が必要と認めたときは、特別に貸出しを許可することができる。

3 前項ただし書の適用を受けようとするときは、所定の願書を提出して、図書館長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 メディアルームの利用に当たっては、担当者の指示に従い、必要な機器以外の操作をしてはならない。

2 機器の使用中に故障が生じた場合には、利用者は、速やかに担当者にその旨を知らせなければならない。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、図書館委員会の議を経なければならない。

附 則 (昭和58年9月1日制定)

この規程は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月4日一部改正)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (2006年2月15日一部改正)

この内規は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2010年7月27日一部改正)

この内規は、2010年5月10日から施行する。

附 則 (2010年12月8日一部改正)

この内規は、2010年12月8日から施行する。

附 則 (2019年1月29日一部改正)

この内規は、2019年4月1日から施行する。